

1. 公契約条例

- (1) 「野田市公契約」（千葉県） 2010年2月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：4,000万円（2015年～） 業務委託：1,000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 85%
 - ③元請企業の連帶責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「野田市公契約条例に規定する市長が定める賃金等の最低額」
 - ⑤審議会 ×設置していない
- (2) 「川崎市契約条例（改正）」（神奈川県） 2011年4月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：6億万円 業務委託：1,000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
 - ③元請企業の連帶責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「作業報酬下限額」
 - ⑤審議会
 - ア) 川崎市作業審議会 労働2(連合1、全建総連1)、事業者2、学識経験1
 - イ) 川崎市公契約条例建設連絡会
 - (首都圏ユニオン、神奈川県連、川崎建設労連、神奈川土建)
- (3) 「多摩市公契約条例」（東京都） 2012年4月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：5,000万円 業務委託：1,000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
 - ③元請企業の連帶責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「労務報酬下限額等」
 - ⑤審議会
 - ア) 多摩市公契約審議会 労働2(連合1、全建総連1)、事業者2、古川弁護士
 - イ) 全建総連東京都連多摩地区協議会
 - (ユニオン多摩支部、東京土建多摩・稲城支部、東京都連)
- (4) 「相模原市公契約条例」（神奈川県） 2012年4月1日施行（改正条例施工 2015年4月1日）
- ①予定価格の範囲 工事：1億円 業務委託：500万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
 - ③元請企業の連帶責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「労働報酬下限額等」
 - ⑤審議会
 - ア) 相模原市労働報酬審議会 労働2(連合1、全建総連1)、事業者2、弁護士識者1
 - イ) 全建総連相模原市労働組合連絡協議会
 - (神奈川土建一般労働組合相模原支部、相模中央建設組合、相模大野建設組合、相模原総合建設組合、高相建設業組合、津久井建業組合、首都圏建設産業ユニオン多摩支部)
- (5) 「国分寺市公契約条例」（東京都） 2012年12月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：9000万円 業務委託：1000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
 - ③元請企業の連帶責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「報酬下限額」

⑤審議会

- ア) 国分寺市公共調達委員会－労働2(連合1、全建総連1)、事業者2、学識者1
イ) 全建総連東京都連国分寺地区協議会
(東京土建小金井国分寺支部 建設ユニオン東多摩支部等)

(6) 「渋谷区公契約条例」 (東京都) 2013年1月1日 施行

- ①予定価格の範囲 工事：1億円
②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
③元請企業の連帶責任 ⇒ ○条文
④名称「労働報酬下限額」
⑤審議会
ア) 渋谷区労働報酬審議会－労働2(連合1、全建総連1)、事業者2、学識者3
イ) 全建総連東京都連渋谷地区協議会
(東京土建渋谷支部、建設ユニオン城南支部)

(7) 「厚木市公契約条例」 (神奈川県) 2013年4月1日 施行

- ①予定価格の範囲 工事：1億円 業務委託：1000万円
②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
③元請企業の連帶責任 ⇒ ○施行規則
④名称「労働報酬下限額」
⑤審議会
ア) 労働報酬審議会－労働2(連合1、全建総連1)、使用者2、公益委員2
イ) 厚木建設連絡会
(神奈川県連、厚木建築職組合、神奈川土建厚木支部)

(8) 「足立区公契約条例」 (東京都) 2014年4月1日 施行

- ①予定価格の範囲 工事：1億8000万円 業務委託：9000万円
②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
③元請企業の連帶責任 ⇒ ○条文
④名称「労働報酬下限額」
⑤審議会
ア) 足立区労働報酬審議会－労働2(連合1、全建総連1) 事業者2・弁護士識者2
イ) 全建総連東京都連足立区協議会
(東京土建足立支部、首都圏建設産業ユニオン城北支部)

(9) 「直方市公契約条例」 (福岡県) 2014年4月1日 施行

- ①予定価格の範囲 工事：1億円 業務委託：1000万円
②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 80%
③元請企業の連帶責任 ⇒ ○手引き
④名称「労働報酬下限額」
⑤審議会
ア) 直方市公契約審議会－労働2(連合1、全労連1) 事業者2・学識経験（弁護士）1

(10) 「千代田区公契約条例」 (東京都) 2014年10月1日 施行

- ①予定価格の範囲 工事：1億5000万円 業務委託：3000万円
②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 85%
③元請企業の連帶責任 ⇒ ○手引き
④名称「賃金下限額」
⑤審議会

- (11) 「三木市公契約条例」（兵庫県） 2014年7月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：5000万円 業務委託：1000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
 - ③元請企業の連帯責任 ⇒ ○施行規則
 - ④名称「労働報酬下限額」
 - ⑤審議会
 - ア) 三木市労働報酬審議会－労働・事業者・学識経験
 - イ) 兵庫県連公契約対策委員会
- (各市町村に所存する組合が担当、三木市公契約は兵庫土建、東播建設が担当)

- (12) 「我孫子市公契約条例」（千葉県） 2015年4月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：1億円 業務委託：2000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ ●%
 - ③元請企業の連帯責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「労働報酬下限額」

- (13) 「草加市公契約基本条例」（埼玉県） 2015年4月1日 実施
- ①予定価格の範囲 工事：1億5000万円 業務委託：1000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 90%
 - ③元請企業の連帯責任 ⇒ ○規則
 - ④審議会 草加市公契約審議会

- (14) 「加西市公契約条例」（兵庫県） 2015年9月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：5000万円 業務委託：1000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ ●%
 - ③元請企業の連帯責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「労働報酬下限額」

- (15) 「加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例」（兵庫県）
2015年10月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：1億円 業務委託：1000万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ ●%
 - ③元請企業の連帯責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「労働報酬下限額」

- (16) 「高知市公共調達基本条例（15年9月改正）」（高知県） 2015年10月1日 施行
- ①予定価格の範囲 工事：1億5000万円 業務委託：500万円
 - ②建設労働者の基準額 公共工事設計労務単価 ⇒ 75%（一人親方は80%）
 - ③元請企業の連帯責任 ⇒ ○条文
 - ④名称「労働報酬下限額」

●連帯責任

受注者である元請がダンピング受注し、そのまま下請負者に安価で請け負わせ、労働者の賃金が労働報酬下限額を下回ったとき、下請だけに責任を負わせないためにも、連帯責任の項目は重要

●労働者の賃金

最賃と同等は、公契約条例に含まない

2. 公契約理念条例

(1) 「山形県公共調達基本条例」 (山形県) 2009年4月1日 実施

①予定価格の範囲

工事 : 記載なし

業務委託 : 記載なし

②建設労働者の基準額 ⇒ 最低賃金法

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

(2) 「江戸川区公共調達基本条例」 (東京都) 2010年4月1日 実施

①予定価格の範囲

工事 : 記載なし

業務委託 : 記載なし

②建設労働者の基準額 ⇒

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

(3) 「前橋市公契約基本条例」 (群馬県) 2013年10月1日 実施

①予定価格の範囲

工事 : 2500万円

業務委託 : 1000万円

②建設労働者の基準額 ⇒ 最低賃金法

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

(全建総連・賃対部)

※最賃を基準、また元請の連帯責任がないため「理念条例」に分類。

(4) 「秋田市公契約基本条例」 (秋田県) 2014年4月1日 実施

①予定価格の範囲

工事 : 5000万円

②建設労働者の基準額 ⇒ 条例：最低賃金法、
手引き：総合評価方式で設計労務単価の70%以上

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

(全建総連・賃対部)

※条例では、受注者の責務として最賃を基準としています。一方、要綱では、総合評価落札方式で、作業報酬額が、設計労務単価7割以下の者に対しての改善策が設けられています。要綱については「公契約条例」の判断基準だと考えられます。しかし、受注者の最賃を遵守することという条文があるため理念条例に分類。

(5) 「長野県の契約に関する条例」 (長野県) 2014年4月1日実施 ▲ホームページ未確認

①予定価格の範囲

工事 :

②建設労働者の基準額 ⇒

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

④審議会 長野県契約審議会

(全建総連・賃対部)

※元請企業の連帯責任が不明のため理念条例に。

(6) 「四日市市公契約条例」 (三重県) 2015年4月1日 実施

①予定価格の範囲

工事 :

②建設労働者の基準額 ⇒

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

④審議会 四日市市公契約審議会

(全建総連・賃対部)

※契約の透明化を図る条例。

(7) 「奈良県公契約条例」 (奈良県) 2015年4月1日 実施

①予定価格の範囲

工事 :

②建設労働者の基準額 ⇒ 最低賃金額

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

④審議会 奈良県公契約執行適正化委員会

(全建総連・賃対部)

※最賃を基準としているため「理念条例」に。

(8) 「世田谷区公契約条例」 (東京都) 2015年4月1日 実施

①予定価格の範囲

工事 : 3000万円

業務委託 : 2000万円

②建設労働者の基準額 ⇒

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

④審議会 世田谷区公契約適正化委員会

(全建総連・賃対部)

※元請の連帯責任が、条例と施行規則に記載されていないため、理念条例に。

(9) 「公契約の適切な発注等のために制定する条例」 (岐阜県) 2015年4月1日 実施

▲ホームページ未確認

①予定価格の範囲

工事 :

②建設労働者の基準額 ⇒

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

(全建総連・賃対部)

※骨子案のみ確認。内容は理念条例のため。

(10) 「岩手県の契約に関する条例」 (岩手県) 2016年4月1日 実施

▲ホームページ未確認

①予定価格の範囲

工事 :

②建設労働者の基準額 ⇒ 最低賃金

③元請企業の連帯責任 ⇒ ×

3. 公契約 要綱

(1) 「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」 (東京都)

2010年7月1日 実施

①予定価格の範囲

工事：2000万円

業務委託：2000万円

②建設労働者の基準額

公共工事設計労務単価 ⇒ 80%

(2) 「佐賀市」 (佐賀県)

2013年6月1日 実施

①予定価格の範囲

工事：5000万円

業務委託：2000万円

②建設労働者の基準額

公共工事設計労務単価 ⇒ 80%

(3) 「流山市発注契約に係る労働環境確認に関する要綱」 (千葉県) 2013年10月1日 実施

①予定価格の範囲

工事：6000万円

業務委託：3000万円

②建設労働者の基準額

公共工事設計労務単価 ⇒ ●%

(4) 「富士見市の契約に係る労働環境の確認に関する要綱」 (埼玉県) 2014年2月21日 実施

①予定価格の範囲

工事：1億円

業務委託：1000万円

②建設労働者の基準額

公共工事設計労務単価 ⇒ ●%